

今年もそろそろ・・・・・・・・！！

今年は10月に大型の台風到来！ 札幌で25℃以上！ 東京も30℃以上！ と異常気象の連続でしたが、やっとすがすがしい秋がやってきた、と感じる今日この頃……

ほっと一息つく間もなく、12月はもう目の前です。

皆様の会社などでもそろそろ年末の予定で気がせく頃ではないでしょうか。

そして主婦（主夫）が気になるのが大掃除。

「掃除」に「大」が付くんですよ。

？でもどうして年末に大掃除するの？

お寺や神社ではすす払いをして新年を迎える習慣があり、そこから大掃除を始めるようになった、という説もありますが、

実は法律も関係しています。

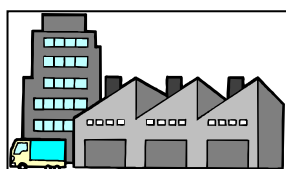


明治33年（1900年）に伝染病対策もあつての掃除に関する初めての法律「汚物掃除法」が制定され、昭和29年（1954年）には「清掃法」が定められます。この「清掃法」には「建物の占有者は、毎年1回、市町村長の定める計画に従って、大掃除を行わなければならない」とあり、集落ごとに大掃除検査の日が定められ、役場の職員が家々を回って検査し、合格した家には「大掃除検査済之証」を貼って回ったそうです。



初期のサザエさんにも、ご近所と一緒に一家総出で大掃除をしているところが描かれています。子供にとっては、普段は怒られる障子紙を、ボクシングをするようにブスブスと破くことができ、少し楽しい行事でもありました。

その後世の中が清潔になり、年1回大掃除の縛りもなくなり、「清掃法」から「廃棄物処理法」へと法律も改正されていきました。



では会社は?????

実は会社は年2回

大掃除をすることが義務付けられている！！

労働安全衛生規則 第619条

【事業者は日常行う清掃のほか、大掃除を6月以内に1回定期的実施のこと】

知っていました？ まあ、会社は普段から清潔（5S）にしていけないといけません。

（過去の今月の一言などは、関東ホームページ「公開資料・参考サイト」に掲載中）